

平成23年(2011年)4月12日



埼玉県報

第 2 2 7 8 号
平成 23 年 4 月 12 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則\(田園都市づくり課\)](#)

訓令

- [埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県税務システム自動車取得税等データエントリー業務に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [平成23年度狩猟免許試験等の実施に係る告示\(自然環境課\)](#)
- [県立社会福祉施設使用料及び手数料徴収事務委託\(社会福祉課\)](#)
- [川里中央土地改良区の役員就任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [川里広島土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [秩父用水土地改良区の役員就退任届\(秩父農林振興センター\)](#)
- [九郷阿保領用水土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [北河原土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [志木都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県規則第38号中訂正\(みどり再生課\)](#)

規則

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十五条第二項第二号中「第三条」を「第二条第四項」に改める。

別表第一第一号の表建造物利用広告の壁面利用広告の項一中「、その」を「その」に改め、同項一に次のただし書を加える。

ただし、都市計画法第八条第一項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあつては十分の三以下であること。

別表第一第一号の表建造物利用広告の突出し広告の項一を次のように改める。

一 上端の高さは壁面の高さ以下であること。

別表第一第一号の表建造物から独立した広告の項を次のように改める。

建造物から独立した広告	都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域	
		一 表示面積は十平方メートル以下であること。 ただし、自家広告（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件をいう。以下同じ。）にあつては六十平方メートル以下であること。 二 上端の高さは地上から十メートル以下であること。 三 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合の下端の高さが歩道上にあつては路面から三メートル以上、車道上にあつては路面から四・五メートル以上、

	<p>トル以上であること。</p>
<p>都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていない土地の区域</p>	<p>一 表示面積は十平方メートル以下であること。ただし、自家広告にあつては六十平方メートル以下であること。</p> <p>二 上端の高さは地上から十メートル以下であること。</p> <p>三 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合の下端の高さが歩道上にあつては路面から三メートル以上、車道上にあつては路面から四・五メートル以上であること。</p> <p>四 使用されている色のうち面積が最大のものの彩度（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格Z八七二一に規定する彩度の表示方法によるものをいう。）が六を超えないこと。ただし、自家広告については、この限りでない。</p>

別表第一第二号の表建造物利用広告の壁面利用広告の項一を次のように改める。

- 一 表示面積は、一面の壁面につきその壁面積（開口部分を含む。）の五分の一以下であること。ただし、表示面積が十平方メートル以下であるときは、この限りでない。

別表第一第二号の表建造物利用広告の突出し広告の項二を次のように改める。

- 二 上端の高さは壁面の高さ以下であること。

別表第一第二号の表建造物から独立した広告の項を次のように改める。

<p>建造物から独立した広告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 表示面積は十平方メートル以下であること。 二 上端の高さは地上から十メートル以下であること。 三 自己の住所、事業所等における設置個数は四個以下であること。 四 下端の高さは、歩道上にあつては路面から三メートル以上、車道上にあつては路面から四・五メートル以上であること。
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第二第一号の表条例第四条各号に掲げる地域又は場所等（禁止地域）の建造物利用広告の壁面利用広告の項一中「五平方メートル」を「十平方メートル」に改め、同表条例第四条各号に掲げる地域又は場所等（禁止地域）の建造物利用広告の突出し広告の項二中「軒高」を「壁面の高さ」に改め、同表条例第四条各号に掲げる地域又は場所等（禁止地域）の建造物から独立した広告の項を次のように改める。

建造物から独立した広告	<ul style="list-style-type: none"> 一 表示面積は五平方メートル以下であること。 二 上端の高さは地上から七メートル以下であること。 三 自己の住所、事業所等における設置個数は三個以下であること。 四 道路上に突き出していないこと。
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第二第一号の表条例第四条各号に掲げる地域又は場所等（禁止地域）の掛看板の項の次に次のように加える。

はり紙、はり札及び立看板	<ul style="list-style-type: none"> 一 表示面積が、はり紙又ははり札にあつては一平方メートル以下、立看板にあつては縦（脚部を含む。）一・八メートル以下及び横〇・六メートル以下であること。 二 道路上に突き出していないこと。
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第二第一号の表条例第六条第一項に規定する地域又は場所（許可地域）の建造物利用広告の壁面利用広告の項一に次のただし書を加える。

ただし、都市計画法第八条第一項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあつては十分の三以下であること。

別表第二第一号の表条例第六条第一項に規定する地域又は場所（許可地域）の建造物利用広告の突出し広告の項一を次のように改める。

- 一 上端の高さは壁面の高さ以下であること。

別表第二第一号の表条例第六条第一項に規定する地域又は場所（許可地域）の建造物から独立した広告の項を次のように改める。

建造物から独立した広告	<ul style="list-style-type: none"> 一 表示面積は十平方メートル以下であること。 二 上端の高さは地上から十メートル以下であること。 三 自己の住所、事業所等における設置個数は四
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個以下であること。
四 道路上に突き出していないこと。

別表第二第一号の表条例第六条第一項に規定する地域又は場所等（許可地域）の掛看板の項の次に次のように加える。

はり紙、はり札及び立看板	<p>一 表示面積が、はり紙又ははり札にあつては一平方メートル以下、立看板にあつては縦（脚部を含む。）一・ハメートル以下及び横〇・六メートル以下であること。</p> <p>二 道路上に突き出していないこと。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「

屋外広告物等の種類・数量・規模並びに表示・設置の場所及び期間	種類		(縦) m x
	種類	規模	
	規	模	
	表示・設置の場所		

」

「はり紙」及び「はり札」の「あて先」を「宛先」に」

数量	m^2 ・枚・個・張本・基・台
(横) (面積) (合計面積)	m^2
$m \times$	=
表示・設置の期間	年月日から日まで

」

「

屋外広告物等の種類、数量、規模、色彩並びに表示・設置の場所及び期間	種類	種類	(縦) 使用されが 文字・その他
	規	模	
	規 <td>模 <td></td> </td>	模 <td></td>	
	表示・設置の場所及び期間 <td>色彩 <td></td> </td>	色彩 <td></td>	
		表示・設置の場所	

」

数量	m^2 ・枚・個・張本・基・台
(横) (面積) (合計面積)	m^2
$m \times$	=
ている色のうち最大の箇所	左記の色の色相 / 明度 / 彩度
背景 ・ スーク	
()

に改め、同様式の注中3を5と」
2

表示・設 置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
--------------	--------------------

の次に次のように加える。

3 色彩欄については、条例第6条第1項の規定による許可の申請の場合に記入すること。

4 色相／明度／彩度については、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき日本工業規格Z8721に規定する表示方法により記入すること。

様式第七号裏中「関係者」を「関係人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。
（突出し広告に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の埼玉県屋外広告物条例施行規則第二条第一項、第五条第一項、第八条第一項又は第九条第一項の規定によりなされている許可の申請（突出し広告に係るものに限る。）については、改正後の埼玉県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 改正後の規則第八条第一項又は第九条第一項の規定による許可の申請（この規則の施行の際現に許可を受けている突出し広告及び前項の申請に基づく許可を受けた突出し広告に係るものに限る。）については、改正後の規則別表第一の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）第七条第二項第一号に該当する突出し広告については、改正後の規則別表第二第一号（許可地域に係る部分に限る。）の規定は適用せず、なお従前の例による。

（建造物から独立した広告に関する経過措置）

5 この規則の施行の際現に改正前の埼玉県屋外広告物条例施行規則第二条第一項、第八条第一項又は第九条第一項の規定によりなされている許可の申請（建造物から独立した広告に係るものに限る。）については、改正後の規則別表第一第一号の規定は適用せず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の日から平成二十八年九月三十日までの間における改正後の規則第八条第一項の規定による許可の申請（この規則の施行の際現に許可を受けて

いる建造物から独立した広告及び前項の申請に基づく許可を受けた建造物から独立した広告に係るものに限る。）については、改正後の規則別表第一第一号の規定は適用せず、なお従前の例による。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第三号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月十二日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一事務局職員の服務等に関する事務の項事務局長専決事項の欄8中「勤務時間規則第十一条第一項第十六号口の規定に基づき、ボランティア休暇の対象となる施設を定める場合の協議に依ること。」を「勤務時間規則第十一条第一項第十六号の規定に基づき、ボランティア休暇の期間が十日の範囲内となるときを定める場合及びボランティア休暇の対象となる施設を定める場合の協議に依ること。」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年四月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人緑を創る会

三 代表者の氏名

川本 昇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口三丁目一番六号ウメヅクリニッケビル七〇〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化社会の到来、働くお母さんの増大、経済発展と環境保全の調和、循環型社会の構築、安全な食品の提供、中心市街地の空洞化など社会的な課題が山積している現代の日本にあって、生産者ではなく生活者の視点からものを考え、これらの課題を解決するためのサービスを提供することを通じて、明るい地域社会をつくることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あいどつとこむ
- 三 代表者の氏名
片岡 慎介
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市山室二丁目二十五番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、家事など生活支援を必要としている方に対し、家事代行などを行い、その方の生活支援に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉コーチズ
- 三 代表者の氏名
戸田 文男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市青柳三丁目十九 五ハイツ青柳百五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幼児から高齢者までを対象に、スポーツの啓発・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の養成と育成事業を促進することにより、社会全体の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県税務システム自動車取得税等データエントリー業務委託 750,000件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年6月1日(水)から平成24年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

ア 埼玉県総務部税務課(さいたま市浦和区高砂3-15-1)

イ 埼玉県自動車税事務所(さいたま市西区中釘2152)

ウ 埼玉県自動車税事務所熊谷支所(熊谷市御稜威ヶ原701-5)

エ 埼玉県自動車税事務所所沢支所(所沢市牛沼690-1)

オ 埼玉県自動車税事務所春日部支所(春日部市増戸752-5)

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、見積もった1件当たりの単価に100を乗じて得た額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 1日当たり17,000件を処理する能力を有すること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 工藤 電話048-830-2668（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

この公告の日から平成23年4月26日（火）午後5時（競争入札参加資格確認申請書の提出期限）までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月23日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月20日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月20日（金）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務電算室 平成23年5月23日（月）午前10時20分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に予定数量750,000件を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量750,000件を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年4月26日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県

所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年4月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Data entry of automobile acquisition tax for the Saitama Prefecture's Taxation System (Data entries: approximately 750,000)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding: 10:00 a.m., May 23, 2011.

By registered mail or in person: 5:00 p.m., May 20, 2011.

(3) Contact Information:

Taxation System Group of the Taxation Division, General Affairs
Department, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-2668

告示

埼玉県告示第四百八十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十三年七月二十七日（水）	東松山市民文化センター	平成二十三年七月二十〇日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十三年八月二十一日（日）	鴻巣市文化センター（クレアこうのす）	平成二十三年八月十五日（月）
わな猟	平成二十三年九月一日（木）	本庄市民文化会館	平成二十三年八月二十五日（木）
わな猟	平成二十三年九月十一日（日）	横瀬町民会館（かわせみ会館）	平成二十三年九月五日（月）

ロ 試験の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
 - (2) 試験当日において満二十歳に達している者
- ニ 免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
 - (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号

の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

へ 狩猟免許手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて納付すること。

ト 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する知識 猟具に関する知識 鳥獣に関する知識 鳥獣の保護管理に関する知識
技能試験	網猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力 わな猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る場合にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に係るものを免除する。

チ 狩猟免許の交付

試験の合格者に対しては、狩猟免許を交付する。

リ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
平成二十三年七月 九日 (土)	さいたま市民会館いわつき	平成二十三年七月 四日 (月)
平成二十三年七月二十一日 (木)	深谷市花園文化会館	平成二十三年七月 十四日 (木)
平成二十三年八月 四日 (木)	秩父地方庁舎	平成二十三年七月二十八日 (木)
平成二十三年八月 十一日 (木)	川越南文化会館	平成二十三年八月 四日 (木)

ロ 適性試験及び講習の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 適性試験及び講習を受ける資格

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 平成二十三年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者

ニ 免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許更新手数料

二千八百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて納付すること。

ト 適性試験及び講習の科目

区分	科 目
適性試験	視力

	聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護管理

チ 狩猟免状の交付

講習を受講し、適性試験に合格した者に対しては、狩猟免状を交付する。
リ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することができる。

三 免許申請書等の請求

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所に請求すること。

告示

埼玉県告示第四百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者 歯科診療所	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八 番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 鈴木 豊彦	平成二十三年 四月一日から 平成二十四年 三月三十一日 まで
埼玉県立あさか向陽園 障害者歯科診療所		
埼玉県立そつか光生園 障害者歯科診療所		
埼玉県障害者交流セン ター及び同施設の附属 設備		

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川里中央土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	吉 田 清 一	埼玉県鴻巣市屈巢二千九百七十七番地

告示

埼玉県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川里広島土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井良治	埼玉県鴻巣市広田二千九百七十六番地の一
同	関根勝良	同 二千六百九十七番地
同	細野清	同 三千八百十八番地
同	関根昌之	同 二千七百五番地
同	野本良夫	同 二千六百五十八番地
同	野口勝	同 二千四百六十八番地の口号
同	野本政男	同 三千三十一番地
同	関根一男	同 二千九百九十七番地の一
同	新井一也	同 三千四十九番地の三
同	萩原敏夫	同 二千九百二十番地の一
同	野村省治	同 二千八百九十五番地
同	萩原謹雄	同 二千七百八十三番地
同	新井敬士	同 三千九百十一番地
同	山中直治	同 三千六十六番地
同	関根一男	同 三千百十番地
同	藤井桃之助	同 関新田五百三十八番地
同	寺山悦夫	同 四百五十二番地
同	稲村晟	同 四百二十四番地
監事	新井稔	同 五百二十四番地
同	関根貫治	同 広田二千七百十一番地
同	羽鳥和夫	同 三千二百三十八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井良治	埼玉県鴻巣市広田二千九百七十六番地の一
同	関根勝良	同 二千六百九十七番地

告示

埼玉県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秩父用土地利用改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	風間 録朗	埼玉県秩父市大野原八百七十二番地
同	富田 征作	秩父郡横瀬町大字横瀬四千九百九番地
同	富田 孝	同 同 四千九十八番地
同	長島 敏夫	同 同 三千三百三番地
同	岩田 豊太郎	秩父市中村町四丁目十一番四号
同	杉田 守正	同 黒谷六百七十九番地一
同	高野 芳三	同 金室町十一番地六十号
監事	大野 則男	秩父郡横瀬町大字横瀬四千三百三番地二
同	高橋 仁作	同 秩父市大野原九百五番地二
同	岩崎 守雄	同 上宮地町三十三番九号

二 退任

職名	氏名	住所
理事	加藤 友三郎	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬二千六十四番地二
同	富田 征作	同 同 四千九百九番地
同	富田 孝	同 同 四千九十八番地
同	風間 録朗	秩父市大野原八百七十二番地
同	井上 吉雄	同 中村町四丁目十二番六号
同	杉田 守正	同 黒谷六百七十九番地一
同	高野 芳三	同 金室町十一番地六十号
監事	大野 則男	秩父郡横瀬町大字横瀬四千三百三番地二
同	高橋 仁作	同 秩父市大野原九百五番地二
同	岩崎 守雄	同 上宮地町三十三番九号

告示

埼玉県告示第四百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
監事	小賀野 勝男	埼玉県本庄市児玉町下浅見九百十番地
同	中澤 龍夫	同 西富田四百十一番地一
同	田村 清	同 児玉郡神川町大字植竹四百三十二番地
同	川田 種利	同 上里町大字藤木戸十番地

二 退任

職名	氏名	住所
監事	小賀野 勝男	埼玉県本庄市児玉町下浅見九百十番地
同	石川 俊司	同 西富田四百三番地一
同	田村 清	同 児玉郡神川町大字植竹四百三十二番地
同	川田 種利	同 上里町大字藤木戸十番地

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北河原土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	永 沼 政 太 郎	埼玉県行田市大字南河原二千四百七十一番地

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

志木市から志木都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

飯能市から飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十月十三日

指令川建セ第二二〇〇九〇〇号

二 検査済証番号

平成二十三年四月八日

川建セ第二二〇一四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字玉ノ岡八〇四番一、八〇四番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山六四一番地

初雁 栄一

正 誤

埼玉県規則第三十八号（平成二十三年四月五日第二千二百七十六号）中訂正

ページ 行

一 前から十七

誤

「第二十六条第一項」

正

「第二十六条第一項」